



# 宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日(木曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施

頁

- 行規則の一部を改正する規則…… (市町村課) 10
- 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…… (医療業務課) 11
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…… (会計課) 12

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第10号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
目次			目次		
第1章 [略]			第1章 [略]		
第2章 本庁			第2章 本庁		
第1節 [略]			第1節 [略]		
第2節 分掌事務			第2節 分掌事務		
第1款 総合政策部各課の分掌事務(第7条-第9条の7)			第1款 総合政策部各課の分掌事務(第7条-第9条の8)		
第2款~第9款 [略]			第2款~第9款 [略]		
第3章 出先機関			第3章 出先機関		
第1節~第52節 [略]			第1節~第52節 [略]		
第53節 東九州自動車道用地事務所(第255条の2-第255条の4)					
第4章~第7章 [略]			第4章~第7章 [略]		
附則			附則		
(局及び課の設置)			(局及び課の設置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。			第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。		
部	局	課	部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>フードビジネス推進課</u> 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課
[略]			[略]		
商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 労働政策課	商工観光労働部		商工政策課 産業振興課 労働政策課
	[略]			[略]	
	観光交流推	観光推進課 みやざきアピール課		観光物産・	観光推進課 オールみやざき営業

	進局	
農政水産部	[略]	
	畜産・口蹄疫復興対策局	復興対策推進課 畜産課
[略]		

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
医療薬務課	[略]
障害福祉課	就労支援・精神保健対策室
[略]	
商工政策課	[略]
労働政策課	[略]
[略]	
地域農業推進課	[略]
[略]	
水産政策課	[略]
畜産・口蹄疫復興対策局畜産課	家畜防疫対策室

(総合政策課)

第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 産学官連携の推進に関すること。
- (9) 記紀編さん記念事業に関すること。
- (10) [略]
- (11) エネルギーに関すること。

- (12)～(16) [略]
- (中山間・地域政策課)

第 9 条の 3 [略]

第 9 条の 4～第 9 条の 7 [略]

(総務事務センター)

第 15 条の 3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 職員の子ども手当に関すること。
- (7)～(12) [略]
- (13) 集中管理する車両の管理に関すること。
- (14) [略]

(福祉保健課)

第 24 条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 災害援助に関すること。

	東アジア戦略局	課
農政水産部	[略]	
	畜産新生推進局	畜産振興課 家畜防疫対策課
[略]		

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
医療薬務課	[略]
[略]	
商工政策課	[略]
産業振興課	産業集積推進室
労働政策課	[略]
観光推進課	記紀編さん記念事業推進室
[略]	
地域農業推進課	[略]
営農支援課	食の消費・安全推進室
[略]	
水産政策課	[略]

(総合政策課)

第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) [略]
- (9) エネルギーに関すること (他課の主管に属するものを除く。)
- (10)～(14) [略]
- (中山間・地域政策課)

第 9 条の 3 [略]

(フードビジネス推進課)

第 9 条の 4 フードビジネス推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) フードビジネスの推進に関すること。
- (2) 産学官連携の推進に関すること。

第 9 条の 5～第 9 条の 8 [略]

(総務事務センター)

第 15 条の 3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 職員の児童手当に関すること。
- (7)～(12) [略]
- (13) [略]

(福祉保健課)

第 24 条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 被災者生活再建支援金(支給に関する事務に限る。)、災

(7)～(11) [略]

(障害福祉課)

第28条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 自殺対策に関すること。

(13) [略]

2 就労支援・精神保健対策室においては、前項第2号及び第5号に掲げる事務、第11号に掲げる事務のうち精神医療審査会に関する事務、第12号に掲げる事務並びに第13号に掲げる事務のうち精神保健福祉センターに関する事務を分掌する。

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

(7) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。

(8) [略]

(9)～(12) [略]

2 みやぎきスギ活用推進室においては、前項第2号から第6号までに掲げる事務を分掌する。

(商工政策課)

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13)～(16) [略]

2 [略]

(工業支援課)

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2)～(7) [略]

(8) 創業及び新規事業への進出の支援に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(9)～(11) [略]

(商業支援課)

第41条 商業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 商業振興対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 中小企業の情報化の推進及びサービス産業の振興に関すること。

(3) 中小企業の物流に関する施策の企画及び推進に関すること。

(4) 経済国際化の推進及び貿易の振興に関すること。

(5) 県産品の販路拡大に関すること。

害弔慰金及び宮崎県・市町村災害時安心基金に関すること。

(7) 自殺対策に関すること。

(8)～(12) [略]

(障害福祉課)

第28条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。

(6)・(7) [略]

(8) [略]

(9) 木質バイオマスに関すること。

(10)～(13) [略]

2 みやぎきスギ活用推進室においては、前項第2号から第7号までに掲げる事務を分掌する。

(商工政策課)

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 商業の振興に関すること。

(14) 中小企業の物流に関すること。

(15) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

(16)～(19) [略]

2 [略]

(産業振興課)

第40条 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 中小企業の情報化の推進に関すること。

(3)～(8) [略]

(9) 創業及び新規事業への進出の支援に関すること。

(10) 医療関連産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(11) 食品産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(12)～(14) [略]

2 産業集積推進室においては、前項第10号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

第41条 削除

- (6) 物産の振興に関すること。
  - (7) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
  - (8) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- (観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]

- (8)・(9) [略]

(みやざきアピール課)

第44条の3 みやざきアピール課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 。
- (1)・(2) [略]
- (3) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

(地域農業推進課)

第46条 地域農業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 農商工連携等の推進に関すること (他課の主管に属するものを除く。)
- (5)～(11) [略]

2 [略]

(営農支援課)

第47条 営農支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

- (4) [略]

- (5) 農産物の消費及び加工に関する施策の企画及び推進に関すること。

- (6)・(7) [略]

- (8) 農業金融に関すること。

- (9) [略]

(復興対策推進課)

第54条 復興対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興対策の企画及び総合調整に関すること。

- (2) [略]

- (3) 畜産復興新生事業の推進に関すること。

- (4) 児湯地域における畜産産地再生に関すること。

- (5) [略]

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]

- (8) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

- (9) 記紀編さん記念事業に関すること。

- (10)・(11) [略]

2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第9号に掲げる事務を分掌する。

(オールみやざき営業課)

第44条の3 オールみやざき営業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 。
- (1)・(2) [略]
- (3) 経済国際化の推進及び貿易の振興に関すること。
- (4) 東アジア戦略の総合調整に関すること。
- (5) 県産品の販路拡大に関すること。
- (6) 物産の振興に関すること。
- (7) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

(地域農業推進課)

第46条 地域農業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 6次産業化等の推進に関すること (他課の主管に属するものを除く。)
- (5)～(11) [略]

2 [略]

(営農支援課)

第47条 営農支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

- (4) 農業専門技術指導に関すること。

- (5) 農業金融に関すること。

- (6) [略]

- (7) 食品品質表示の適正化に関すること。

- (8) 食育及び食の地産地消に関する施策の企画及び推進に関すること。

- (9)・(10) [略]

- (11) 鳥獣被害防止対策に関すること (他課の所管に属するものを除く。)

- (12) [略]

2 食の消費・安全推進室においては、前項第6号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

(畜産振興課)

第54条 畜産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 畜産振興対策の企画及び総合調整に関すること。

- (2) 畜産新生対策の企画及び事業の推進に関すること。

- (3) [略]

- (4) [略]

- (5) 家畜の改良及び増殖に関すること。

- (6) 草地の開発及び利用に関すること。

- (7) 飼料の生産、利用及び流通に関すること。

- (8) 家畜及び畜産物の流通、輸出及び価格安定に関すること。

(6) [略]

(畜産課)

第55条 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の改良及び増殖に関すること。
- (2) 草地の開発及び利用に関すること。
- (3) 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
- (4) 家畜及び畜産物の流通及び価格安定に関すること。
- (5) 養ほうに関すること。
- (6) 畜産環境保全対策に関すること。
- (7) 家畜伝染病及び家畜の衛生に関すること。
- (8) 獣医師、家畜人工授精師及び家畜商に関すること。
- (9) [略]
- (10) 家畜伝染病に係る埋却地の管理に関すること。
- (11) 家畜保健衛生所及び畜産試験場に関すること。

2 家畜防疫対策室においては、前項第6号から第10号までに掲げる事務を分掌する。

(高速道対策局)

第72条の2 高速道対策局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 東九州自動車道用地事務所に関すること。

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

- (1)～(16) [略]
- (17) 災害援助に関すること。

(18)～(21) [略]

農政水産課

- (1)～(10) [略]
- (11) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく食品表示の調査及び指導に関すること。
- (12)～(25) [略]
- (26) 養蚕に関すること。
- (27) 養ほうに関すること。
- (28)～(35) [略]

農業普及課

- (1)～(7) [略]
  - (8) 普及協力委員に関すること。
  - (9) 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に関すること。
  - (10) 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に関すること。
  - (11) 野菜の技術及び経営指導に関すること。
  - (12) 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に関すること。
- [略]

(9) 養蜂に関すること。

(10) 畜産環境保全対策に関すること。

(11) 家畜商に関すること。

(12) 畜産試験場に関すること。

(13) [略]

(家畜防疫対策課)

第55条 家畜防疫対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜防疫対策に係る企画及び事業の推進に関すること。
- (2) 家畜衛生に関すること。
- (3) 家畜伝染病に関すること。
- (4) 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。
- (5) [略]
- (6) 家畜伝染病に係る埋却地に関すること。
- (7) 家畜保健衛生所に関すること。

(高速道対策局)

第72条の2 高速道対策局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

- (1)～(16) [略]
- (17) 被災者生活再建支援金（支給に関する事務に限る。）、災害弔慰金及び宮崎県・市町村災害時安心基金に関すること。
- (18)～(21) [略]

農政水産課

- (1)～(10) [略]
- (11) 食品品質表示の適正化に関すること。
- (12)～(25) [略]
- (26) 食育及び食の地産地消並びに農水産物の加工に関する施策の推進に関すること。
- (27) 養蜂に関すること。
- (28)～(35) [略]

農業普及課

- (1)～(7) [略]
  - (8) 普及指導協力委員に関すること。
  - (9) 普通作物及び特用作物の技術指導及び経営指導に関すること。
  - (10) 畜産及び飼料作物の技術指導及び経営指導に関すること。
  - (11) 野菜の技術指導及び経営指導に関すること。
  - (12) 果樹及び花きの技術指導及び経営指導に関すること。
- [略]

(名称、位置及び所管区域)

第 102 条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	[略]	宮崎市 日南市 串間市 東諸 県郡	[略]
[略]			

2 [略]

(内部組織)

第 104 条 福祉子どもセンターに次の課を置く。

総務課  
生活福祉課  
子ども福祉課

(分掌事務)

第 104 条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課  
(1)～(12) [略]  
(13) 災害救助に関すること。

(14)・(15) [略]  
[略]

子ども福祉課

(1)～(5) [略]  
(6) 児童の一時保護に関すること。

(7)～(11) [略]

(名称、位置及び所管区域)

第 105 条 宮崎県行政機関設置条例第 4 条第 1 項の規定により設置された福祉に関する事務所 (以下「福祉事務所」という。) の名

(名称、位置及び所管区域)

第 102 条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	[略]	宮崎市 日南市 西都市 串間市 東諸県郡 児 湯郡 (西都市及 び児湯郡につい ては、社会福祉 施設及び事業者 の検査に関する 事務に限る。)	[略]
[略]			

2 [略]

(内部組織)

第 104 条 中央福祉子どもセンターに次の課を置く。

総務課  
生活福祉課  
子ども相談課  
子ども指導課

2 南部福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに次の課を置く。

総務課  
生活福祉課  
子ども福祉課  
(分掌事務)

第 104 条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課  
(1)～(12) [略]  
(13) 被災者生活再建支援金 (支給に関する事務に限る。)、  
災害弔慰金及び宮崎県・市町村災害時安心基金に関すること

(14)・(15) [略]  
[略]

子ども相談課及び子ども福祉課

(1)～(5) [略]  
(6) 児童の一時保護に関すること (南部福祉子どもセンター  
及び北部福祉子どもセンターに限る。)

(7)～(11) [略]

子ども指導課

(1) 県内の児童虐待の法的対応等に関すること。  
(2) 県内の関係機関との連携、専門研修等に関すること。  
(3) 児童相談所相互間の措置等の総合調整に関すること。  
(4) 児童の一時保護に関すること。  
(5) その他相談援助業務の指導支援に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第 105 条 宮崎県行政機関設置条例第 4 条第 1 項の規定により設置された福祉に関する事務所 (以下「福祉事務所」という。) の名



称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県児湯福祉事務所	[略]	西都市 児湯郡

(分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(12) [略]

(13) 災害救助に関すること。

(14)・(15) [略]

[略]

(内部組織)

第 163条 児童相談所に次の課を置く。

総務課

こども福祉課

(分掌事務)

第 163条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) [略]

(3) こども福祉課の主管に属さないこと。

こども福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 児童の一時保護に関すること。

(7) [略]

(分掌事務)

第 164条の10 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

材料開発部

(1) 木材の材質に関する試験研究及び指導に関すること。

(2) 木材の物理的、化学的、力学的な特質に関する試験研究及び指導に関すること。

(3) 木材に関するデータの収集に関すること。

木材加工部

(1) 木材の高度乾燥技術に関する試験研究及び指導に関すること。

称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県児湯福祉事務所	[略]	西都市 児湯郡 (それぞれ <u>社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務を除く。</u> )

(分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(12) [略]

(13) 被災者生活再建支援金 (支給に関する事務に限る。)、災害弔慰金及び宮崎県・市町村災害時安心基金に関すること。

(14)・(15) [略]

[略]

(内部組織)

第 163条 中央児童相談所に次の課を置く。

総務課

こども相談課

こども指導課

2 都城児童相談所及び延岡児童相談所に次の課を置く。

総務課

こども福祉課

(分掌事務)

第 163条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) [略]

(3) 他課の主管に属さないこと。

こども相談課及びこども福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 児童の一時保護に関すること (都城児童相談所及び延岡児童相談所に限る。)

(7) [略]

こども指導課

(1) 県内の児童虐待の法的対応等に関すること。

(2) 県内の関係機関との連携、専門研修等に関すること。

(3) 児童相談所相互間の措置等の総合調整に関すること。

(4) 児童の一時保護に関すること。

(5) その他相談援助業務の指導支援に関すること。

(分掌事務)

第 164条の10 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

材料開発部

(1) 木質バイオマスの有効活用に関する試験研究及び指導に関すること。

(2) 木材の化学的利用に関する試験研究及び指導に関すること。

(3) 木材の材質特性及び耐久性に関する試験研究及び指導に関すること。

木材加工部

(1) 木材加工技術の高度化に関する試験研究及び指導に関すること。

- (2) 木材の高次加工部材の開発に関する試験研究及び指導に関すること。
- (3) 低質木材資源の有効利用に関する試験研究及び指導に関すること。

構法開発部

- (1) 木造建築物の新構法の開発に関する試験研究及び指導に関すること。
- (2) 木造建築物の耐震性、居住性、耐久性等に関する試験研究及び指導に関すること。
- (3) 木造建築物の低コスト建築システムの開発に関する試験研究及び指導に関すること。

(内部組織)

第 191 条 [略]

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域農政企画課

[略]

3 [略]

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域農政企画課

[略]

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農政企画課

- (1)～(4) [略]
- (5) 農水産物の消費及び加工に関する施策の推進に関すること。
- (6)～(11) [略]
- (12) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく食品表示の調査及び指導に関すること。

(13)～(29) [略]

農畜産課

- (1)～(9) [略]
- (10) 養ほうに関すること。
- (11)・(12) [略]
- (13) 児湯地域における畜産産地再生に関すること(児湯農林振興局に限る。)

[略]

普及企画課

- (1)～(7) [略]
- (8) 普及協力委員に関すること。

農業経営課

- (1) 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に関すること。
- (2) 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に関すること。
- (3) 野菜の技術及び経営指導に関すること。
- (4) 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に関すること。

農業普及課

- (1)～(7) [略]
- (8) 普及協力委員に関すること。
- (9) 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に関すること。

- (2) 地域材を用いた新製品の開発に関する試験研究及び指導に関すること。
- (3) 木材製品の性能評価に関する試験研究及び指導に関すること。

構法開発部

- (1) スギ材の特徴を活かした建築システムに関する試験研究及び指導に関すること。
- (2) 木造建築物の耐震性、耐久性等に関する試験研究及び指導に関すること。
- (3) 木造建築物の構法の開発に関する試験研究及び指導に関すること。

(内部組織)

第 191 条 [略]

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

[略]

農政水産企画課

[略]

3 [略]

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

農政水産企画課

[略]

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農政企画課及び農政水産企画課

- (1)～(4) [略]
- (5) 食育及び食の地産地消並びに農水産物の加工に関する施策の推進に関すること。
- (6)～(11) [略]
- (12) 食品品質表示の適正化に関すること。

(13)～(29) [略]

農畜産課

- (1)～(9) [略]
- (10) 養蜂に関すること。
- (11)・(12) [略]

[略]

普及企画課

- (1)～(7) [略]
- (8) 普及指導協力委員に関すること。

農業経営課

- (1) 普通作物及び特用作物の技術指導及び経営指導に関すること。
- (2) 畜産及び飼料作物の技術指導及び経営指導に関すること。
- (3) 野菜の技術指導及び経営指導に関すること。
- (4) 果樹及び花きの技術指導及び経営指導に関すること。

農業普及課

- (1)～(7) [略]
- (8) 普及指導協力委員に関すること。
- (9) 普通作物及び特用作物の技術指導及び経営指導に関する



- (10) 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に関すること。
- (11) 野菜の技術及び経営指導に関すること。
- (12) 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に関すること。

第53節 東九州自動車道用地事務所

(設置)

第 255条の 2 東九州自動車道に係る用地事務を行うため、東九州自動車道用地事務所を置く。

(名称及び位置)

第 255条の 3 東九州自動車道用地事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県東九州自動車道用地事務所	延岡市新浜町2丁目8935番地9

(所掌事務)

第 255条の 4 東九州自動車道用地事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東九州自動車道に係る用地事務に関すること。

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき市町村が行った介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県大規模小売店舗立地審議会	[略]	商工観光労働部 商業支援課
[略]		
宮崎県観光審議会	[略]	商工観光労働部 観光交流推進局 観光推進課
[略]		

(部長等)

第 263条 [略]

2・3 [略]

4 部、危機管理局及び会計管理局に次長を置く。この場合において、必要に応じ、一の部に2人以上置くことができる。

5 次長は、部長(危機管理局にあっては危機管理統括監、会計管理局にあっては会計管理者)を補佐する。

6 [略]

7 局長は、上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8～13 [略]

第 263条の 2 前条の規定にかかわらず、畜産・口蹄疫復興対策局

こと。

- (10) 畜産及び飼料作物の技術指導及び経営指導に関すること。
- (11) 野菜の技術指導及び経営指導に関すること。
- (12) 果樹及び花きの技術指導及び経営指導に関すること。

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき市町村が行った介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県大規模小売店舗立地審議会	[略]	商工観光労働部 商工政策課
[略]		
宮崎県観光審議会	[略]	商工観光労働部 観光物産・東アジア戦略局観光推進課
[略]		

(部長等)

第 263条 [略]

2・3 [略]

4 部及び会計管理局に次長を置く。この場合において、必要に応じ、一の部に2人以上置くことができる。

5 次長(危機管理局にあっては局長)は、部長(危機管理局にあっては危機管理統括監、会計管理局にあっては会計管理者)を補佐する。

6 [略]

7 局長(危機管理局を除く。)は、上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8～13 [略]

畜産課家畜防疫対策室に室長補佐を置く。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

第 264 条 第 263 条第 12 項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に 2 人以上置くことができる。

2 [略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 3 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
農政水産部	農業改良対策監	[略]
	消費安全企画監	上司の命を受けて、農水産物の安全性の確保に関する施策の総合調整に関する事務を掌理する。
	[略]	
[略]		

(県参事等)

第 266 条 前 4 条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

2 前 4 条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
福祉こどもセンター	所長 副所長 課長
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 総看護師長 看護師長 副看護師長
[略]	
港湾事務所	[略]
東九州自動車道用地事務所	所長 副所長

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第11号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

第 264 条 前条第 12 項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に 2 人以上置くことができる。

2 [略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
農政水産部	農業改良対策監	[略]
	[略]	
[略]		

(県参事等)

第 266 条 前 3 条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

2 前 3 条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
福祉こどもセンター	所長 副所長（2人。中央福祉こどもセンターに限る。） 課長
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 総看護師長 看護師長 副看護師長 主任
[略]	
港湾事務所	[略]

第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]
4 [略]
5～8 [略]

第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]	
4 [略]	
5 条例別表の22の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則(平成24年宮崎県規則第57号)
6～9 [略]	

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第12号

##### 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年宮崎県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定医療機関)	(指定医療機関)
第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科の業務に従事する場合に限る。 (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域(同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に所在する公的医療機関のうち市町村が開設し、及び運営するもの  (2)・(3) [略]  (4) [略] (返還の申出)	第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科の業務に従事する場合に限る。 (1) <u>離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u> に所在する公的医療機関のうち市町村が開設し、及び運営するもの (2)・(3) [略] (4) <u>地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により県又は県内の中核市が設置する保健所</u> (5) [略] (返還の申出)
第12条 修学資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、医師修学資金返還申出書(別記様式第9号)を当該理由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。	第12条 修学資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、医師修学資金返還申出書(別記様式第9号)を当該理由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。 <u>(必要勤務期間の短縮の要件等)</u>
第17条 [略]	第17条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、臨床研修を県立日南病院で、後期研修(臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修をいう。)を国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に設置される地域総合医育成センターにおいて修了し、第2条第1号から第3号までに掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関(次項において「特定指定医療機関」という。)で業務に従事することとする。 2 条例第9条第2項の規則で定める期間は、特定指定医療機関で業務に従事した期間に相当する期間とする。
第18条 [略]	第18条 [略]

様式第 9 号 (第12条関係)

[略]

[略]	
貸 与 期 間	[略]
[略]	

[略]

様式第10号 (第13条関係)

[略]

[略]	
貸 与 期 間	[略]
[略]	

[略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

[略]	
貸 与 期 間	[略]
[略]	
業務に従事した指 定医療機関の名称 及び期間	[略]
[略]	

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護大学体育施設使用料</p> <p>(3)～(178) [略]</p> <p>(179) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの (保健所において徴収するものに限る。)</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護大学施設使用料</p> <p>(3)～(178) [略]</p> <p>(179) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの (保健所において徴収するものに限る。)</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>キ 食品衛生法第55条及び第56条に基づく営業許可の取消し、営業の禁止若しくは停止の処分又は食品等取扱条例 (昭和26年宮崎県条例第21号) 第10条に基づく営業若しくは集団給食の禁止若しくは停止の処分を受けていないことの証明</u></p> <p><u>ク 食品等取扱条例第 3 条に基づく知事の登録を受けていることの証明</u></p>

(180)～(547) [略]  
[略]

(180)～(547) [略]  
[略]

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

